

令和5年7月10日
隠岐支庁農林水産局 農業振興部

標 題 (農) サンライズうづか7月定例会で次世代人材の確保策を検討

(ダイジェスト)

海士町宇受賀集落の農事組合法人サンライズうづかは、2007年（平成19年）1月に法人化を図ってから、今年で17年目を迎えています。毎月5日には法人の定例会が開催されています。7月の定例会では、次世代人材の育成・確保を図るため、持分の相続、或いは譲渡による組合員の新規加入の手続きについて説明・提案を行い、法人運営の持続に向けた支援を行いました。

(農) サンライズうづかは、設立当初から組合員全員で法人運営を担っていくため、全員が理事（或いは監事）になっていますが、今年2月の定期総会前の1月に法人設立当初からの構成員1名が高齢のため亡くなりました。突然のことで止む無く、例年どおりの議案で定期総会を行いました。しかし、「亡くなった構成員の出資金をどうするか？」「相続人は被相続人の持分を相続し、新たに組合員として加入をしてくれるのだろうか？」などと言った問題を先送りする形になりました。

実は、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックが発生する数年前にも、法人設立時からの組合員1名が事故で亡くなっており、「その時にはご遺族に出資金をお返した。」との前例がありました。そのため、「今後、組合員が高齢化による出役不可能などを理由に、法人から脱退したいと次々と表明した場合、その出資金を返してしまうと、法人の資本金が減ってしまい資金面から法人運営が困難になってしまう。」と言った不安も先送りの背景にありました。

しかし、令和5年産米の春作業が一段落した6月の定例会から、本格的に法人内部で、この問題への対応策の検討が再開され始めました。そこで、7月の定例会では、隠岐支庁農林水産局より持分の相続による加入申請の手続きについて説明するとともに、今後も同様の問題が発生することが予想されることから、数は少ないながらも、組合員の後継者世代が一緒にいる場合は、新たな構成員として確保をするため、持分の譲渡（後継者だけでなく、配偶者も含む）による1世帯での複数組合員化についての提案も行いました。幸い、今年1月に亡くなった組合員の後継者は島前に世帯を構えている方なので、集落営農法人へは「相続による加入申込書」を提出してもらおう方向で、調整を進めることになりました。

最後に、(農) サンライズうづかの次世代人材の育成・確保については、海士町複業協同組合（令和2年11月設立、特定地域づくり事業協同組合として国内で初めて県知事から認定）との連携も視野に入れながら、今後も検討を継続していきます。